

令和4年12月9日
(2022年)

西宮市こども医療取り扱い施術所のみなさまへ

西宮市医療年金課長

こども医療費助成制度の改正について (お知らせ)

本市の医療費助成制度運営につきまして、平素よりご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、本市のこども医療費助成制度につきまして、子育て支援の観点、及び新型コロナ、物価高騰による経済的な支援の観点から、下記のとおり所得制限を見直し、所得基準額以上の世帯の児童への医療費自己負担額の一部助成を、中学3年生まで拡大し、さらに高校生世代(18歳到達後最初の3月31日まで)についても所得にかかわらず、医療費助成の対象といたします。

なお、令和5年1月診療分からの取扱いですので、ご留意くださいますようお願いいたします。
受給者の方が受診される際の受給者証確認につきましては、日頃よりご注意くださいと存じますが、引き続きご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、学校内のけが等で日本スポーツ振興センター災害共済給付等の対象となる場合は、助成の対象外です。併せてご注意ください。

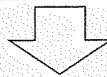
こども医療費助成制度拡大のポスターをご用意しておりますので、ご希望の場合は、下記担当までご連絡ください。

記

- 1. 拡大対象者 約 27,000 人 (中学3年生まで約 12,000 人、高校生世代約 15,000 人)
- 2. 助成内容等 負担者番号 48280051
一部負担金 1 医療機関等あたり 外来 1日 800 円限度 (月 2 回まで)
入院 1 割負担 (月 3,200 円限度)
- 3. 実施時期 令和5年1月診療分より
- 4. 受給者証の使用 ・ 鍼灸、あん摩・マッサージ：西宮市に受領委任登録のある施術所に限る
・ 柔道整復：兵庫県内に所在する施術所に限る

【現行制度】

制度名称	乳幼児等医療費助成制度		こども医療費助成制度	
所得区分	0歳	1歳～小3	小4～中3	高1～高3
基準額以上	通院：800円、入院：3,200円		助成無し(3割負担)	
基準額未満	通院：無料、入院：無料			



【令和5年1月から】

制度名称	乳幼児等医療費助成制度		こども医療費助成制度	
所得区分	0歳	1歳～小3	小4～中3	高1～高3
基準額以上	通院：800円、入院：3,200円			
基準額未満	通院：無料、入院：無料			

所得基準額・扶養義務者(父母等)全員の市町村民税所得割額の合計が23万5千円。
乳幼児等医療費助成制度(0歳～小学3年生)は、現行制度で変更ありません。

以上

【担当】西宮市六湛寺町10番3号
医療年金課 医療給付チーム 浦辻
電話：0798-35-3188